

椎の木

4

2020 4月号
No.184

SHI-NO-KI



写真提供：第8支部 横山 正氏

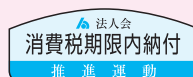
目黒の歳時記：立会川緑道（碑文谷八幡宮近辺）の桜

たちあいがわ
立会川は目黒区碑文谷池と清水池を源に発し品川区を通り、東京湾に注ぐ全長7.4kmの二級河川。昭和20年代まではフナ、ドジョウ、ボラ、ザリガニが棲むきれいな小川であり、子供たちの絶好の遊び場であったが、現在では大部分が暗渠となり、道路（立会道路）や緑の豊富な遊歩道、公園などになっている。春には美しい桜のトンネルが続く。この遊歩道の真下が立会川ということになる。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は7月10日発行予定。

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。



消費税に関する各種お問合せ先

キャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せ先

中小・小規模事業者の方のキャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せは、「ポイント還元問合せ窓口（中小・小規模事業者向け）」で受け付けております。

※ 中小・小規模事業者とは、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者をいいます。また、このほかにも、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので、詳細についてはホームページをご覧ください。

ナビダイヤル 0570-000-655 **【受付時間】** 10:00~18:00（土日祝除く）

URL <https://cashless.go.jp>

ホームページはコチラ→



転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関するお問合せ先

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」で、①転嫁に関するお問合せ、②広告・宣伝に関するお問合せ、③消費税総額表示に関するお問合せ、④便乗値上げに関するお問合せのほか、軽減税率制度の概要に関するお問合せを受け付けております。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

フリーダイヤル 0120-200-040（無料） **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）

ナビダイヤル 0570-200-123 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <https://www.tenkasoudan.go.jp>

ホームページはコチラ→



軽減税率制度に関するお問合せ先

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

フリーダイヤル 0120-205-553（無料） **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、所轄の税務署にお電話いただき、**ガイダンスに沿って「3」を押す**（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」を押す。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しております。

軽減税率制度に関する情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

各税務署において、軽減税率制度に関する説明会を実施しております。

説明会の開催日程についても特設サイトに掲載しております。

特設サイトはコチラ→



消費税に関する一般的なご相談（軽減税率制度以外）を希望される場合は、「電話相談センター」をご利用ください。

電話相談センターは、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を押すと、つながります。

なお、消費税（軽減税率制度を含む。）に関して、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談内容については、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「2」を押し、面接日時等を予約していただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けております。

消費税の確定申告をされる方へのお知らせ

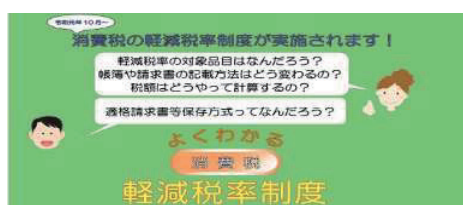
消費税の軽減税率に関する説明会を、各税務署で開催しています

各税務署において、令和元年10月から実施された軽減税率制度の概要や、記帳から確定申告書の作成方法についての**説明会**を開催していますので、ぜひご参加ください。
なお、説明会の開催日程については、国税庁ホームページでご確認ください。

「国税庁動画チャンネル」に、軽減税率の動画を掲載しています

YouTubeの「**国税庁動画チャンネル**」に、消費税の軽減税率に関する動画を掲載しています。

いつでも、どこでもアクセスできますので、各税務署で開催している説明会に参加できない方や、軽減税率制度の内容を確認したい方など、ぜひお気軽にご覧ください。



国税庁動画チャンネルはコチラ⇒



申告書を作成する際、「区分経理をした帳簿」が必要になります

令和元年10月から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」の譲渡を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率対象品目の取引がある場合、確定申告に当たっては、**区分経理をした帳簿**※1が必要になります。

なお、区分経理をした帳簿から転記等を行った「**課税取引金額計算表**」※2（簡易課税制度の適用がある方は、「課税取引金額計算表」の売上（収入）部分）を記載して準備しておくこと、確定申告書の作成がスムーズになります。

※1 区分経理をした帳簿とは、令和元年9月30日以前の税率と令和元年10月1日以降の軽減税率8%と標準税率10%を区分して記帳した帳簿のことです。

※2 「課税取引金額計算表」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。



計画的な納税資金のご準備をお願いします

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。

このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率により計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

青年部会新春研修会
「事業承継は突然に」



開催：2月5日（水）
場所：めぐるパーシモンホール（小ホール）
講師：(株)文明堂東京 大野 進司 氏

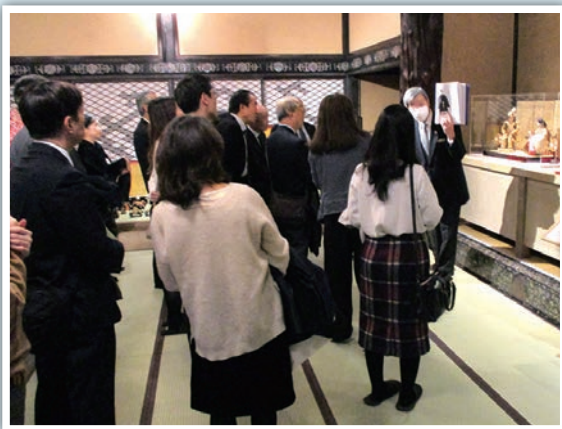
新春講演会（目黒優申会）
「落語から学ぶコミュニケーション」



開催：1月23日（木）
場所：ホテル雅叙園東京
講師：立川 談慶 師匠

写真でみる
活動紹介

源泉部会管外研修会
「百段階躰まつり視察研修」



開催：2月13日（木）
場所：ホテル雅叙園東京

第1・2・3・4支部合同講演会
「災害から人命と事業を守るための
防災・減災への対応」



講師：MRTC 高橋 勝氏



講師：AIG 損害保険(株) 早川 究氏

開催：2月4日（火）
場所：代官山花壇

補助金活用セミナー
「補助金の公募条件への対処方法」



開催：2月20日（木）
場所：法人会館
講師：目黒中小企業診断士会 吉村 正平 氏



第 37 回ボウリング大会



これはストライクの軌道だ！！



団体優勝：第 10 支部

開催：2月14日（金）
場所：品川プリンスホテルボウリングセンター

第 6 支部新春健康講演会
「脳活に挑戦！！～新たな発見、新たな私～」



開催：2月21日（金）
場所：下目黒住区センター
講師：(株)サルーク 小宮山 寿美子 氏

女性部会新春研修会
「実録「税務調査」」



開催：2月19日（水）
場所：法人会館
講師：目黒税務署署長 川口 桂司 氏



2月12日
講師…及川貴裕
アシスト…加賀見悌三、松尾勇貴

油面小学校

租税教室



2月15日
講師…高主健司
アシスト…真田惇実、永友利尚

鷹番小学校



7月16日
講師…名取潤
アシスト…村山光弘、松尾勇貴

五本木小学校



2月17日
講師…真田惇実
アシスト…中野仁、名取潤

五本木小学校



7月16日
講師…松尾勇貴
アシスト…中野仁、石田浩嗣

五本木小学校



2月18日
講師…安藤翔
アシスト…石田浩嗣、館義彦

中根小学校



1月23日
講師…落合雅子
アシスト…村山光弘、石田浩嗣

碑小学校



2月20日
講師…中野仁
アシスト…村山光弘、松尾勇貴

東根小学校



1月23日
講師…戸山顕一
アシスト…石田浩嗣、村山光弘

碑小学校



2月21日
講師…砂村雅則
アシスト…名取潤、折田清一

宮前小学校



1月24日
講師…佐藤昌子
アシスト…中野仁、松尾勇貴

八雲小学校

健康エッセイ

散ればこそ
いとど桜は
めでたけり



株式会社 j a s t
会長 安田 祥子

「散ればこそいとど桜はめでたけり
憂き世になにか久しかるべき」
この歌は「世の中に絶えて桜のなかり
せば・・・(在原業平)」の反歌として
謳われた句です。世に永遠というものは
何もないという儚さを謳った句でしょう。
私達も桜花のように凛とした一生を
過ごしたいと感じるのは日本人特有の
感性でしょうか？

この原稿を書いている現在、中国武漢で発生した新型コロナウイルスの蔓延に
終息する気配は感じられません。椎の木が
発刊される頃には収まっていて欲しい
ものです。鑑みれば世界的な自然環境の
悪化とも相まって私達は不確かな安心・
安全に抛り所を求める時が最早過ぎ去ろう
としているのではないのでしょうか。

非時香実―不老不死、不老長寿

第11代垂仁天皇が田道間守を常世に遣わ
せて不老不死の霊薬(非時香実)ときじく
のかぐのこのみ)を持ち帰らせた、との話
が古事記や日本書紀に載せられていま
す。地球上にはベニクラゲや植物の種子の
ように不老不死の生命体と呼べるような
生物もありますが、殆どの生命は限られた
時をたゆたいながら滅してきます。では
不老長寿はどうでしょう。ヒトは当然年
を重ねて生きています。加齢は全ての生
命に平等に与えられた権利で加齢のおか
げで精神の視野や柔軟性が広がっていく
と私は考えております。老化はどのよう
なものでしょう。老化とは成長期(性成熟
期)以降、すべてのヒトに起こる加齢に
ともなう生理機能の低下です。つまり20
代から既に老化が始まっているともいえ
るのです。但し加齢と異なり機能低下の
速さは個人でバラバラです。

なぜなら、老化は遺伝的要因や生活、環
境要因が複雑にそのスピードに影響を与
えているからです。残念ながら現在まで
の研究では老化を食い止めたり、逆行さ
せたりすることは不可能ですが、嬉しいこ
とに老化速度を遅らせること、抗老化は可
能

なのです。老化の原因には諸説ありますが、
有力な説として「酸化ストレス仮説」が
あります。多くの観察や疫学研究からさ
まざまな生物種の寿命を比較すると、酸
化を受けにくく、酸化ストレス能が高い
ほど寿命が長い事が判明しています。ま
た、近年の研究で老化は私達の身体の中
で起こる軽微な炎症と密接な係わりがあ
ることも指摘されています。

アメリカ国立衛生研究所やイタリアの研究機
関では老化現象の多くがこの炎症と関連
していることを報告し、老化の仕組みを
具体的に表現する「炎症老化」という言
葉が誕生しました。非常に弱い炎症(自然
炎症)とは私たちの細胞の中で行われて
いる代謝活動から絶えず発生している代
謝活動から絶えず発生している老廃物の
処理過程や、身体の中で起こるがんや細
菌などに対する免疫システムによる異物
の排除処理過程で起こるものです。この
過程で活性酸素が発生することは言えな
いかもしれませんが、やはり酸化能を高
めることは大切なのだと考えられます。

老化制御
活性酸素の害を減らし
微小な炎症の抑制

地球の生命の多くは酸素を吸わな
くては生きていけません、酸素は

諸刃の剣です。進化的にみれば、酸
素の害(酸化)を減らす仕組みを上
手に獲得した生物が子孫を残し現在
繁栄しているそうです。大腸菌もヒ
トもエネルギー産生の副産物、活性
酸素の毒性を進化の過程で獲得した
システムによって防いでいます。先
述いたしました弱い炎症は組織のあ
る部分に起こります。体力が弱った
時になんとなく調子が悪かったり、
精密検査によって始めて分かった
りするような、局所的で微弱的な炎症
なのです。自然炎症は潜在的に栄養
と深く関わっています。この慢性的
な弱い炎症を起こす尖兵は肥満で
す。特に内臓脂肪は炎症をひきおこ
すシグナルを發します。過食や過飲
などを避けて、抗酸化物質を多く
含む生の野菜や栄養価の高いものを
召し上がってはいかがでしょうか。



株式会社 j a s t
j a s t 健康相談室
j a s t ロイヤルクラブ
j a s t ファーストクラブ

お問い合わせ
☎03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

目黒都税事務所からのお知らせ

特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について

- ◆ 特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、以下の経過措置が設けられています。

経過措置

令和元年10月1日以後開始する最初の事業年度の
法人事業税・特別法人事業税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法

〈法人事業税〉

$$\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)} \div \text{前事業年度の月数} \times 6.3$$

〈特別法人事業税〉

$$\text{前事業年度の法人事業税額(合計額)} \div \text{前事業年度の月数} \times 2.3$$

〈都民税法人税割〉

$$\text{前事業年度の都民税法人税割額} \times 1.9 \div \text{前事業年度の月数}$$

様式は初年度の経過措置に対応していないので、ご注意ください！



◆ 特別法人事業税とは

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として特別法人事業税が創設され、**令和元年10月1日以後に開始する事業年度**の申告納付より適用されます。一方で、暫定措置であった地方法人特別税は廃止されます。特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。

法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されていますので、ご注意ください。

- **納税義務者** 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。
- **申告納付方法** 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。
- **適用時期** 令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。
(注) 令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の対象です。
- **課税標準** 基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)
- **税率表**

課税標準	法人の種類	税率(%)
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37
	外形標準課税法人	260
	特別法人	34.5
基準法人収入割額		30*

* 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から税率が40%に改正されています。

※ 法人事業税・都民税法人税割の改正後の税率については、主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】 所管都税事務所の法人事業税班

★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001 (代表) まで ★

区役所だより

新型コロナウイルス対策緊急融資制度

目黒区は、新型コロナウイルスの感染拡大により、経営に影響を受けた中小企業を緊急的に支援するため、新型コロナウイルス対策緊急融資制度を新設しました。

【融資あっせん期間】

令和2年3月12日（木）～令和2年5月29日（金）まで

【融資あっせん内容】

- (1) 限度額 1,000万円以内
- (2) 貸付期間 5年以内（据置1年以内）
- (3) 使 途 運転資金
- (4) 貸付金利 5年無利子（区全額負担1.8%）
- (5) 対 象 次のすべての条件を満たしている中小企業
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高等が前年同期と比して20%以上減少していること。
 - ②区内に1年以上住所又は主たる事業所を有するとともに、1年以上事業を営んでいること。
なお、法人の場合は区内に登記上の本店所在地を有すること。
 - ③信用保証協会の保証対象業務を営んでいること。
 - ④所得税（法人税）、住民税及び事業税を滞納していないこと。

別途、取扱金融機関の審査があります。
詳細は下記へお問い合わせください。



<問い合わせ先>目黒区産業経済部産業経済・消費生活課経済・融資係 電話：03-5722-9879（直通）

水害ハザードマップを活用しましょう！

目黒区では、大雨による河川の氾濫（外水氾濫）や下水道からの流入による浸水（内水氾濫）が予想される区域、浸水の程度、避難所などを表示した水害ハザードマップを作成し、配布しました。水害ハザードマップを上手に活用し、水害時に落ち着いて避難行動が取れるように備えておきましょう。

発災してから水害ハザードマップを確認するのでは遅すぎます。いざという時にあわてないためにも、日頃から水害ハザードマップを確認しておきましょう。また、いつでも見られるように、取り出しやすい場所に保管、あるいは部屋の壁などに貼っておきましょう。

■水害ハザードマップの概要

【地図面】

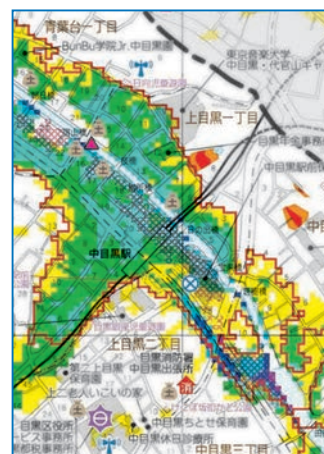
- ・浸水した場合に想定される浸水深及びその区域を、10mメッシュで色分けして表示しています。
- ・土砂災害警戒区域、地域避難所（水害時）、土のう設置場所などの情報も見やすく表示しています。

【学習面】

- ・水害時に自らの命を守るためにとる避難行動や目黒川・呑川が氾濫した場合の避難勧告等の避難情報、気象庁の注意報・警報、災害情報の入手方法、日頃の備えや避難時の心得など、災害時に役立つ情報を掲載しています。

■配布場所 ※右のQRコードからもダウンロードできます。

- 以下各区の施設で入手できます。
- ・目黒区総合庁舎1階 区政情報コーナー
- ・各地区サービス事務所（東部地区サービス事務所を除く。）
- ・防災センター



目黒区水害ハザードマップ

<問い合わせ先>目黒区危機管理室防災課 電話：5723-8488

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

新 入 会 員 紹 介

平成31年4月～令和2年3月入会

法人名	代表者	業種	
第1支部 一駒場1・2・3丁目、大橋2丁目1番地～10番地			
社会福祉法人愛隣会	小田切弘光	福祉法人	
(株)タカクワアンセスター	高桑昌彦	不動産業	
第2支部 一橋1丁目・2丁目11番地～、青葉台1～4丁目、東山1～3丁目			
(株)シンケア	三久保ひとみ	医療・福祉業	
一般社団法人電気工事技術者協会	大塚信男	電気工事業	
日本デザイン(株)	大塚剛	デザイン業	
(株) Rubyrose	岩倉陽子	美容・健康支援業	
第3支部 一上目黒1～5丁目			
(株)サンインテリジェンス	宮原ひとみ	不動産業	
(株)東京ホーム	宮原ひとみ	不動産業	
ホリティスジャパン(株)	富張ゆかり	美容・健康支援業	
第4支部 一中目黒1～3丁目			
ディスカバリーワーク(同)	竹内正人	IT	
第5支部 一中目黒4丁目、目黒3・4丁目、下目黒3・4・5・6丁目、中町1丁目			
(株) LONG LOAD	藤井康	飲食・宿泊業	
第6支部 一三田1・2丁目、目黒1・2丁目、下目黒1・2丁目			
(有)アイ・アンド・エー	伊藤育男	メンテナンス業	
(株) willblo	石崎智嗣	デザイン業	
第7支部 一中目黒5丁目、五本木1～2丁目、祐天寺1～2丁目、中央町2丁目、中町2丁目			
bon bon cherry ハイジ(同)	石渡桂子	卸売・小売業	
(株)藤田合金製作所	藤田良子	不動産業	
ブルームデザイン(株)	市河靖弘	ソフトウェア	
第8支部 一中央町1丁目、目黒本町1～6丁目			
ANEOS(株)	野澤裕	計測器等製造業	
鮎いまむら	今村健太郎	飲食業	
(株)ビム・アーキテクト	山際東	建築業	
(有)目黒印房	宮島裕子	卸売・小売業	
(株)農業企画	細越雄太	コンサルタント	
第9支部 一五本木3丁目、鷹番1～3丁目、碑文谷2・4～6丁目			
是枝綜合法律事務所	是枝大夢	不動産業	
THE BLUE CORNER	玉木ますみ	飲食業	
(株)ビジョナリー経営	外村浩一	コンサルタント	
(株)モーリス	長友祐世	不動産業	
(株)榎本土木	榎本清龍	土木工事	
第11支部 一大岡山1・2丁目、中根1・2丁目、平町1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目			
(株)ビラ・トラスト	西村勇	不動産業	
(株) CANAL	澁川慶成	紳士服製造・小売	
(株) KIDoo	東誠	医療サービス業	
	宮永裕美	個人会員	
第13支部 一柿の木坂1～3丁目、東が丘1・2丁目、八雲1～5丁目			
(株)堀越通商	梅村俊貴	貿易業	
ORIENRAL ENTERPRISE(株)	伊藤恭輔	飲食業	
特別 会員	吉田賢一郎税理士事務所	吉田賢一郎	税理士事務所
	(株) Noa kulia	加藤翔平	飲食・宿泊業
	プルデンシャル生命保険(株)	小幡賢吾	個人会員
	(有)大聖興業	村橋貴之	産業廃棄物処理業

※目黒法人会の区域分けにより企業（個人）を記載しております。実際は企業の意向で他支部に所属している場合もあります。

お知らせ

第10回 通常総会 開催のご案内

日 時：令和2年6月12日（金）午後4時30分～（予定）
 場 所：ホテル雅叙園東京
 議 事：令和元年度事業報告書・収支決算書承認の件
 令和2年度事業計画書・収支予算書報告の件

第55回 中目黒阿波踊り「目黒法人会連」参加者募集

日 時：本番 令和2年8月1日（土）
 午後6時より演技開始
 練習 7月より開始予定
 場 所：東急東横線中目黒駅周辺



～踊り手・楽器演奏者大募集！！～

※踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等へのお手伝いを
 ご希望の方は下記までご連絡ください。

上記についてのお問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
 Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

実年齢より 見た目年齢！

編集子

仕事柄、40代から90代までの方とお会いすることが多い。ある程度、年齢にプラスαをしてみても「わあ、すごく若いなあ」と感じてる方がいる。「若いなあ」と感じさせてくれる方は、まず「見た目」がいい。顔が綺麗だとかスタイルがいいということではなく、身だしなみに清潔感、季節感があるのだ。そして、笑顔と会話が澁刺としている。

年齢の差が大きくなり始めるかもしれない。60の声を聞くと、「この10年で楽しいこと何ができるか」と逆にふっきれて遊び、70、80、90になっても「あと10年のわくわく」を更新し続けている方、ただ何もせず「老人」と言われるようになってしまおう方では、実年齢と見た目年齢の差が、良きも悪しきも大きく違ってくるのは想像できる。

UCLA・大学心理学名誉教授のアルバート・メラビアンは、人が第一印象を決める要素は3つあると言っている。「メラビアンの法則」によると、言語情報7%、聴覚情報38%、視覚情報55%という。目から入ってくる情報が50%以上を示しているのだ。清潔感・笑顔・いい姿勢などを日頃から意識し、第一印象も良く「実年齢より見た目年齢を若く！」のほうが生楽しくないだろうか。

小宮山 寿美子

編集後記

「新型」コロナウィルスの影響もあり、編集会議で提案した「1964年の目黒区」の写真企画は残念ながら幻となりました。「2020年の東京五輪」も正式に延期が決まりました。来年こそは、心から花見を楽しめる《明るい春》を訪れることを願っています。

在原 義男

公益社団法人
目黒法人会会員

公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8